

監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、令和6年度第2期定期監査を次のとおり実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象

福祉サービス部	福祉政策課、地域福祉課、障害福祉課(身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽)、生活支援課、指導監査課
環境部	環境政策課、環境保全課(馬込衛生管理事務所)、資源循環課(西浦処理場)、廃棄物指導課、クリーン推進課、清掃センター
下水道部	下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課、下水道河川管理課、河川整備課
選挙管理委員会事務局	—
監査委員事務局	—

第3 監査の範囲

令和6年4月1日から同年8月31日までの間の財務に関する事務等の執行について（必要に応じてこの期間以外のものについても範囲とした。）

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子

齋藤 弘之

浦田 秀夫

松橋 浩嗣

第5 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金等取扱状況、③書類等の整理状況、④財産管理状況等について、合規性を主眼に、次の表にある想定されるリスクの主な着眼点について調査を行い、さらに対象部署の重点確認項目を設定し監査を実施した。

調査項目	想定されるリスク	主な着眼点
1 予算の執行状況		
歳入事務	不適正な歳入事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定の手続きは適正に行われているか。 ・ 債権の管理（督促、催告及び時効中断手続き等）は適正に行われているか。
歳出事務	不適正な補助金等の支出事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。 ・ 支出事務の手続きは適正に行われているか。
	不適正な前渡資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の保管は適切か。 ・ 管理が特定の職員のみによって行われていないか。
契約事務	不適正な委託契約（手続き及び管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書、仕様書は適正に作成されているか。 ・ 委託した業務が適正に行われているか。 ・ 分割発注は行われていないか。 ・ 随意契約の場合、理由は適正か。
2 現金等取扱状況	不適正な現金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金受領は複数人で確認しているか。 ・ 受領した現金の金融機関への払込みは適正に行われているか。
3 書類等の整理状況	不適正な公印の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印の保管及び使用は適正か。
	不適正な文書処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書処理は適正に行われているか。 ・ 決裁責任者に誤りはないか。
4 財産管理状況	不適正な財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の維持管理及び補修は適切に行われているか。 ・ 台帳は適正に整備されているか。また、取得処分等の手続きは適正に行われているか。
5 その他	不適正な個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報等の漏洩を防ぐ対策は講じられているか。 ・ 保管庫等の鍵等の管理は適切に行われているか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務フロー、チェックリスト等は作成されているか。また、業務は事務フロー等に基づき行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

第6 監査の実施内容

令和6年11月1日から同年12月23日まで、各監査対象部署及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次の事項を除き法令に適合し、正確に行われていると認められた。

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 予算の執行状況

【指摘事項】

(1) 助成金算定の誤り

船橋市有価物回収助成金について、助成金の額が過大となっていた。

船橋市有価物回収助成金交付要領第3条第1項では、助成金の額は、船橋市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者が、市が指定した有価物集積所の回収を実施したとき、1日につきあらかじめ回収に必要な人件費、運搬車両関係費等により定める額に回収日数を乗じて得た額（以下「基本月額」という。）から当該月分の卸売商買入金額を差し引いた額とし、卸売商買入金額は、同条第4項において対象品目の市場価格を考慮して別に定める基準により算定した金額とすることができるとされ、船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準（以下「基準」という。）に基づき算定されている。

基準では、品目別価格に回収重量を乗じ品目別に算定した品目別の買入金額（以下「算定上の金額」という。）が、実績報告の金額より大きい場合は、算定上の金額を卸売商買入金額として採用し、助成金算定の金額とするとされている。※1

助成金交付申請書の別添資料において、算定上の金額と実績報告の金額を比較し、実績報告の金額のほうが大きい値であるとして、基本月額から実績報告の金額を差し引いた額を助成金交付申請額とする上記申請書について、所管部署ではこれを認め同額を助成していたが、算定上の金額は税抜価格、実績報告の金額は税込価格となっていた。※2

そこで、算定上の金額を税込価格に改めて比較したところ、算定上の金額のほうが大きい値となったことから、助成金交付申請額は基本月額から算定上の金額を差し引いた額となり、結果として助成金の額が過大となっていたことが判明した。※3

所管部署に確認したところ、本助成金に関しては令和元年度の簿冊まで遡ることができたが、当該簿冊においても同様の取扱いがされており、税抜価格と税込価格を比較す

ることの根拠を示す資料は残されていなかったとのことであった。また、税抜価格と税込価格を比較していたことについては好ましい取扱いではないことから、基準を改正したいと考えているが、改正にあたっては関連部署との協議や申請者への説明が必要となるとのことであった。

当該助成金は基準に基づいて算定されているものであることから、できる限り早急に改善を図り、今後は適正に事務を執行されたい。

(クリーン推進課)

※1 助成金算定方法

助成金の額＝基本月額－卸売商買入金額

卸売商買入金額＝算定上の金額と実績報告の金額を比較し、その大きい値

※2 申請者から提出された助成金交付申請書及び別添資料

算定上の金額(税抜) < 実績報告の金額(税込)

助成金の額＝基本月額－実績報告の金額(税込)

※3 算定上の金額を税込価格として改めて比較した結果

算定上の金額(税込) > 実績報告の金額(税込)

助成金の額＝基本月額－算定上の金額(税込)

船橋市有価物回収助成金交付要領(抜粋)

(目的)

第1条 この要領は、船橋市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者に対し、市が算定する助成金を交付することにより、その経営基盤の安定をはかり、もって一般廃棄物の減量運動を促進することを目的とする。

(助成金交付対象品目)

第2条 助成金対象品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、紙パック、雑がみとする。

(助成金の額及び助成金の交付の期間)

第3条 助成金は、1か月を単位として交付するものとし、助成金の額は、市が指定した有価物集積所の回収を実施したとき、1日につきあらかじめ回収に必要な人件費、運搬車両関係費等により定める額に回収日数を乗じて得た額から当該月分の卸売商買入金額を差し引いた額とする。ただし、予算の範囲内で定めた額を限度とする。

2～3 (略)

4 卸売商買入金額は、対象品目の市場価格を考慮して別に定める基準により算定した金額とすることができる。

5 (略)

第4条～第10条 (略)

船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準
船橋市有価物回収助成金交付要領第3条第4項に定める卸売商買入金額は、下記により算定する。

記

(品目別価格の決定)

1. 問屋ごとの買入価格に相違がある場合は、その最高値を品目別価格とする。
2. 「日本経済新聞」及び「資源新報」に掲載された価格の下限値を品目別価格とする。
3. 「1.」及び「2.」の品目別価格は、それぞれ、その月の最高値を採用する。
4. 「1.」及び「2.」の品目別価格をそれぞれ比較し、その大きい値を品目別価格として決定する。

(卸売商買入金額の算定)

1. 買入金額は、上記で決定した品目別価格に回収重量を乗じ、品目別に算定する。
2. 「1.」により算定した品目別の買入金額が、実績報告の金額より大きい場合は、算定により得た品目別の買入金額を卸売商買入金額として採用し、助成金算定の金額とする。

(2) 交付申請書等の確認不足

船橋市民生児童委員協議会地区民児協交付金（以下「交付金」という。）の交付決定において、交付決定額に誤りはなかったが、船橋市民生児童委員協議会から提出された補助金等交付申請書の添付書類に関する次の誤りを見落としていた。

- ・令和5年度決算書の繰越金、収入済額及び差引残額が誤っていた。
- ・令和6年度予算書の繰越金が誤っていた。

船橋市補助金等の交付に関する規則第4条第1項では、市長は交付申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めるときは、補助金等の交付決定をするものとするとして、第3号で金額の算定に誤りがないかが規定されている。

所管部署に確認したところ、令和5年度決算書の繰越金に令和4年度の交付金にかかる返還金が誤って加算されていたが、見落としてしまったとのことであった。

今後は、チェック機能の強化を図るとともに、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(地域福祉課)

2 現金等取扱状況

指摘事項等なし

3 書類等の整理状況

【指摘事項】

(1) 不適正な公印の押印省略

船橋市身体障害者福祉センター使用許可書について、船橋市身体障害者福祉センター条例施行規則第2号様式では公印を押印することとなっているが、「(公印省略)」の表示により公印の押印が省略されていた。

所管部署に確認したところ、決裁に関わった職員の規則への理解が不足していたとのことであった。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(障害福祉課)

(2) 財政主管課への合議漏れ

債務負担行為(単価契約)に該当する船橋市一時生活支援事業業務委託について、予算執行伺書に財政主管課への合議がされていなかった。

船橋市予算会計規則別表第4では、債務負担行為(債務負担行為にあつては、利子補給に係るもの及び公有財産の購入に係る経費を除く。)に係る予算の執行に関する事項(財政主管部長が必要があると認めるものに限る。)には、財政主管の課の合議が必要とされている。また、令和4年11月1日財第958号企画財政部長通知「船橋市予算会計規則別表第4の取扱いについて」により、債務負担行為(単価契約)の場合において予算執行伺書は財政課への合議が必要とされている。

所管部署に確認したところ、通知から約2年が経過したことにより失念してしまったとのことであった。また、予算執行伺書(単価契約)の設計執行限度額が1千万円未満であったこともあり、財政課への合議が漏れてしまったとのことであった。

今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(地域福祉課)

4 財産管理状況

【指摘事項】

(1) 消耗品出納簿の記帳漏れ等

後見人等申立て費用の収入印紙の一部について、消耗品出納簿の記帳が漏れていた。また、消耗品出納簿の記帳は漏れていたが、当該支出命令書の記帳確認欄に物品出納員の確認印が押印されていた。

船橋市物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第2号で消耗品出納簿が規定されている。また、会計課が作成した「会計事務のポイント～審査～」では、帳簿へ記帳済であることを物品出納員又は、物品分任出納員が照合・確認

し、支出命令書の記帳確認欄へ確認印を押印するとされている。

所管部署に確認したところ、収入印紙を購入した際、消耗品出納簿に現物を添付せずに口頭による確認で物品出納員が確認印を押印していたため、記帳が漏れたことに気づけなかったとのことであった。また、支出命令書の決裁時に消耗品出納簿を添付していなかったため、確認が不十分な状態で記帳確認欄に物品出納員の確認印が押印されてしまったとのことであった。

令和4年度定期監査においても消耗品出納簿にかかる不適切な物品管理が指摘事項となっていることから、同規則等に則って適切に事務処理を行うよう改めて徹底されたい。

(障害福祉課)